

あきる野市教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 開催日 令和 5 年 3 月 2 2 日（水）
- 2 開催時刻 午後 2 時 0 0 分
- 3 終了時刻 午後 2 時 4 4 分
- 4 場 所 あきる野市役所 5 階 5 0 5 会議室
- 5 日 程
- | | | |
|-------|-------------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 4 号 | あきる野市有形文化財の指定について |
| 日程第 2 | 議案第 5 号 | あきる野市教育支援センター設置規則 |
| 日程第 3 | 議案第 6 号 | あきる野市特別支援教育就学相談委員会設置規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 4 | 議案第 7 号 | あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 臨時代理したあきる野市立学校の校長の人事に関する報告及び承認について |
| 日程第 6 | 報告事項（1） | あきる野市立中学校部活動外部指導補助員に関する要綱の一部改正について |
| 日程第 7 | 教育長及び教育委員報告 | |
- 6 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 丹 治 充 |
| 教育長職務代理者 | 田野倉 美 保 |
| 委 員 | 小 西 フミ子 |
| 委 員 | 坂 谷 充 孝 |
| 委 員 | 岡 部 秀 敏 |
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者
- | | |
|------------------|---------|
| 教 育 部 長 | 渡 邊 浩 二 |
| 指 導 担 当 部 長 | 草 刈 あずさ |
| 生涯学習担当部長 | 佐 藤 幸 広 |
| 教育総務課長 | 吉 岡 賢 |
| 教育施設担当課長 | 岩 崎 徹 |
| 学校給食センター建設準備担当課長 | 宮 田 賢 吾 |
| 学 校 給 食 課 長 | 森 田 速 人 |
| 指 導 担 当 課 長 | 樺 山 雄 三 |
| 生涯学習推進課長 | 沖 倉 英 基 |

スポーツ推進課長
図書館長
指導主事
指導主事

高橋玄德
細谷英広
大道雅士
山本光裕

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（丹治 充君）

皆様、こんにちは。ようやく桜がほころび始めましたけれども、そういった中で日一日と春のにぎわいを戻しつつある昨今でございます。本日はお忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。

また、先週は中学校の卒業式へのご参列、ありがとうございました。

それでは、ただいまからあきる野市教育委員会 3 月定例会を開催いたします。

本日は、教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日、傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。

それでは、議事日程にそって進めたいと思います。

まず、議事録署名委員については、小西委員と田野倉委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 1 議案第 4 号あきる野市有形文化財の指定についてを上程します。

それでは、説明を生涯学習担当部長にお願いいたします。

生涯学習担当部長（佐藤幸広君）

それでは、議案第 4 号あきる野市有形文化財の指定についてご説明いたします。

提案理由でございます。令和 4 年 8 月 24 日付、あ教生発第 2007 号により、あきる野市文化財保護審議会に諮問した春日明神社の鏡について、令和 5 年 3 月 2 日付で答申があったため、あきる野市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、あきる野市有形文化財の工芸品に指定したいので、委員会の承認を求めるものでございます。

なお、今回文化財として指定したい春日明神社の鏡でございますが、既に昭和 44 年 7 月 10 日に指定している和鏡 8 面に当初追加するものとして文化財保護審議会に諮問したところですが、審議会での調査研究による答申に基づき、新たな市の文化財である小型海獣葡萄鏡として、教育委員会の承認を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などはありますか。よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第 1、議案第 4 号あきる野市有形文化財の指定については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第1、議案第4号あきる野市有形文化財の指定については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2、議案第5号あきる野市教育支援センター設置規則を上程します。

それでは、説明を指導担当部長にお願いします。

指導担当部長（草刈あずさ君）

議案第5号あきる野市教育支援センター設置規則について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、これまで不登校児童生徒への支援や特別な支援を要する児童生徒への支援につきましては、教育支援センター機能としまして教育支援室及び教育相談所、スクールソーシャルワーカーがそれぞれ取り組んだところでありますが、これまで以上に連携を強化し、さらなる支援の充実を図るため、教育支援センターを設置いたします。このことに伴いまして、教育支援センターの設置に関し、必要な事項を定める規則を制定するため、教育委員会の承認を求めるものです。

なお、本規則の制定により、教育相談所設置規則及び教育支援室設置規則は廃止するものといたします。

詳細につきましては、指導担当課長から説明をいたします。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

主な制定の内容についてご説明いたします。

（1）の事業としましては、教育支援センターは不登校及び不登校傾向のある児童生徒の支援並びに教育相談所の充実を図るための事業を行うと記載しております。

また、（2）の職員につきましては、教育支援センターに次の職員を置くということで、ア、教育支援センター長、イ、教育支援室指導員、ウ、教育相談所教育相談員、エ、スクールソーシャルワーカー、オのその他委員会が必要と認める職員としております。

また、（3）のせせらぎ教室及び教育相談所の設置、（4）のせせらぎ教室の業務と記載しております。

施行日につきましては、令和5年4月1日になります。

以上です。

教育長（丹治 充君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

今（1）と説明がありましたが、それぞれ第何条と訂正をさせていただきたいと思いません。

指導担当課長（縦山雄三君）

申し訳ありません。

教育長（丹治 充君）

それでは、説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などはありますか。いかがでしょうか。

委員（坂谷充孝君）

1つよろしいでしょうか。

教育長（丹治 充君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

今回、あきる野市教育支援センターとして、これまで行ってきたいじめ対応などを統括するというか、それぞれが連携し合うために設置するということだと思います。具体的にどういった連携や取組が期待できるということがありましたら教えていただきたいと思います。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

お答えします。

具体的には、実際に教育相談所やスクールソーシャルワーカーが持っている不登校傾向のお子さん等の情報をそれぞれ共有しながら、例えば今回カラフルルームにお子さんをつなげたり、スクールソーシャルワーカーが学校からもらった情報をそこで共有して、不登校のお子さんたちに支援をしていくということで、今まで複数にわかれていた情報を共有して支援をつなげていくというふうに考えております。

以上です。

教育長（丹治 充君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。不登校についてで申し上げますと、小学校で不登校になる前の段階というところでも何らかの傾向というのが見られる可能性もありますので、現在のところ教育相談所が幼児を対象とした業務を担っていると思います。そういった部分についても教育支援センターとして幼稚園、保育園、また双方に行っていない方にも手を差し伸べるというか、目を配れるように、役割を担っていただけるとありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

今、坂谷委員がおっしゃられたように、支援につながっていないお子さんを含めて、いろいろな機関を通して学校につなげていけるようにしたいと思います。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（坂谷充孝君）

はい。

教育長（丹治 充君）

そのほかいかがでしょうか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、質問がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第2、議案第5号あきる野市教育支援センター設置規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第2、議案第5号あきる野市教育支援センター設置規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3、議案第6号あきる野市特別支援教育就学相談委員会設置規則の一部を改正する規則を上程します。

それでは、説明を指導担当部長にお願いします。

指導担当部長（草刈あずさ君）

では、議案第6号あきる野市特別支援教育就学相談委員会設置規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、令和5年4月1日に教育支援センターが設置されることに伴いまして、教育相談所長を教育支援センター長に文言を改める必要が生じたことと、あわせまして委員の規定を実態に合わせて整理するとともに、委員に医師、大学教授等を委嘱することから、謝礼の支払いについて規定を設けるものであります。このことに伴いまして、規定を整備するとともに、必要な文言整理を行うということで、本規則の一部を改正するため教育委員会の承認を求めるものです。

詳細につきましては、指導担当課長から説明をいたします。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

ご説明いたします。

次のページの改正後、現行の一覧をご覧ください。2ページ目になります。第3条、就学相談委員会は、次に掲げる者をもって構成し、教育長が委嘱または任命する委員30人以内で組織する。その中で新しいものにつきましては、(7)の教育支援センター長、(8)の教育相談所教育相談員、(9)、その他委員会が必要と認める者となります。(7)の教育支援センター長は、指導担当部長になります。また、謝礼としましては第5条に記載しているとおり、第3条第1号から第3号までに規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うというふうに記載をしてあります。

施行日につきましては、令和5年4月1日になります。

(1)ではなく1号です。申し訳ありません。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などはありますか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

第3条の各号を次のように改めるの中、6番に特別支援教育の担当教員とありますが、どうやってその方を決めていくのでしょうか。というのは、任期がその年度末まで1年ごとですよね。その場合、どうやって順番を決めていくのかというのを知りたいので教えてください。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

特別支援教室や特別支援学級の先生から選んで、こちらのほうで任命をして、それぞれ委員として入っていただいております。

委員（小西フミ子君）

いいですか。

教育長（丹治 充君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

すみません、今までいろいろな学校を見学させていただいて、特別支援の先生方を見してきました。この先生が？と思うような、ちょっと疑問を感じるような先生もいました。その方は、やはり学校外の障がい児支援関係の方からも苦情があったりしたんです。そういう方を、単に順番で受け入れるとなっていくのかな。どうやって「この人が良いのでは？」と決めるのか、ということが気になり質問しました。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

こちらの担当教員につきましては、指導力もあって児童生徒の対応、それから理解もしっかりできていて、専門性、能力も高い教員をこちらのほうで任命しています。

委員（小西フミ子君）

特別資格とか関係なくですか。

指導担当課長（縦山雄三君）

はい。

委員（小西フミ子君）

分かりました。以上です。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（小西フミ子君）

はい。

教育長（丹治 充君）

そのほかありますか。よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第3、議案第6号あきる野市特別支援教育就学相談委員会設置規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第3、議案第6号あきる野市特別支援教育就学相談委員会設置規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4、議案第7号あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則を上程します。

それでは、説明を生涯学習担当部長にお願いします。

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（佐藤幸広君）

それでは、議案第7号あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

提案理由でございます。市内の幼稚園、保育所に在籍する、市外に居住する児童等の利用者登録を行うに当たり、規定を整備する必要があり、また東部図書館エル及び五日市図書館における開館時間について、文言整理を行う必要が生じております。このことに伴い、標記規則の一部を改正したいので教育委員会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、図書館長からご説明いたします。

教育長（丹治 充君）

図書館長。

図書館長（細谷英広君）

それでは、改正内容についてご説明をさせていただきます。

現行の規則では、図書館サービスの対象者は市内に居住または西多摩地区自治体及び八王子市、昭島市に住民登録がある者、また市内の事業所等に在勤及び市内の学校、こちらは小中学校、高等学校、特別支援学校に在籍する者としております。市外に居住し、市内の幼稚園または保育所に通う児童等は対象外となっております。一方で、都内26市のうち23市において同様の児童等が利用の対象者となっていることから、他市との均衡を図るため図書館サービスの利用対象者に市内の幼稚園または保育所に在籍する児童等を加えるものであります。

また、東部図書館エルと五日市図書館の開館につきまして、休日の開館時間が規定されておりますが、休日に祝日を含まない旨を明確にする必要があることから、規定を整備するとともに、必要な文言整備を行うため、標記規則の一部を改正するものであります。

改正箇所につきましては、添付の新旧対照表をご覧ください。こちら1枚めくっていた

だいて、裏面の2ページ目になります。こちらの上段、図書館奉仕、第3条第4号でありますが、現行では「市内の学校に在籍する者」となっておりますが、左側の下線部のように、「市内の学校、幼稚園又は保育所に在籍する児童等」に改めるものでございます。

また、別表第1、第5条関係では、あきる野市東部図書館エル及びあきる野市五日市図書館の開館時間の欄の休日の次に（祝日を除く。）を加えるものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日を予定しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などはありますか。

委員（坂谷充孝君）

すみません。

教育長（丹治 充君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

質問ですが、休日と祝日という言葉がありますが、どういった意味の違いがあるのでしょうか。日曜日と休日と祝日というのがあって、日曜日と祝日はそれぞれ何を言っているか分かるんですけども、休日というのは何を指しているのか教えていただけますでしょうか。

教育長（丹治 充君）

図書館長。

図書館長（細谷英広君）

こちら別表第1、第5条の下のところを書いてございますが、市の休日という条例がございます。それには該当しない施設として図書館の場合はなっております。そのため、改めてこちらで休日を定めています。その別表第1の下ところで、休日とは国民の祝日に関する法律の第3条に規定する休日をいうと、祝日については、同法の第2条に規定する国民の祝日をいうとなっております。まず国民の祝日については、例えば元旦や成人の日など16日間が法律と政令で定められております。そのほかに振替休日というのがございます。これは、祝日が日曜日に当たった場合には、その翌日の月曜日を振替にするというものでございますが、この振替休日、あともう一点、祝日と祝日の間に挟まれた平日は国民の休日とするというのが同じ法律で規定されております。祝日は休日の中に含まれますが、祝日以外に休日もあるという規定でございます。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

よろしいでしょうか。

委員（坂谷充孝君）

分かりました。ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

そのほかございますか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、質問がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第4、議案第7号あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第4、議案第7号あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5、報告第2号臨時代理したあきる野市立学校の校長の人事に関する報告及び承認についてを上程します。

本件は、人事案件ですので、あきる野市教育委員会会議規則の規定に従い、非公開で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、非公開で会議を進めますので、関係する部課長以外は退室をお願いいたします。

それでは、説明を指導担当部長にお願いします。

＝非公開＝

教育長（丹治 充君）

そのほか質問等ございますか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第5 報告第2号臨時代理したあきる野市立学校の校長の人事に関する報告及び承認については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第5 報告第2号臨時代理したあきる野市立学校の校長の人事に関する報告及び承認については、原案のとおり承認されました。

ここで部課長及び傍聴人の入室を許可します。

続きまして、日程第6、報告事項（1）、あきる野市立中学校部活動外部指導補助員に関する要綱の一部改正について、報告者は説明をお願いします。

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

それでは、あきる野市立中学校部活動外部指導補助員に関する要綱の一部改正についてご説明いたします。

要旨としましては、中学校の部活動において外部人材を部活動外部指導補助員として委嘱し、部活動の充実を図っているところですが、あきる野市立中学校における部活動の在り方に関する方針において、部活動の1日の活動時間は長くとも学期中の平日では2時間程度、学校の週休日及び長期休業中は3時間程度としていることから、部活動の外部指導補助員の指導に関する規定を改める必要があります。このことに伴い、規定を整備するとともに、必要な文言を整理することから、標記要綱の一部を改正いたします。

改正後案と現行として、3ページをご覧ください。現行では、第9条、指導回数は原則として1人年100回を限度とし、1回の指導時間は2時間以上となっています。改正後は、指導回数は原則として1人100回以内とするをいたしました。

施行日は、通達の日になります。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などはありますか。

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

申し訳ありません。一部改正の内容で補足をいたします。

第2条の「指導教諭」を「部活動顧問」に、「次の各号に」を「次に」に改めます。

第3条の「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中の「指導教諭」を「部活動顧問」に改めます。

第7条第1項中の「指導教諭」を「部活動顧問」に改めます。

第9条第1項中の「を限度とし、1回の指導時間は2時間以上」を「以内」に改めます。

最後に、第12条を削ります。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

教育部長。

教育部長（渡邊浩二君）

補足になります。主な改正内容というのは、あくまでも今、指導担当課長が説明した第7条の改正です。改正前につきましては、指導教諭という表記でしたけれども、指導教諭というのは職として今既に存在しており、分かりづらいところから、部活動顧問という表記に改正したものであります。

それから、第9条につきましては、これまで1人年間100回を限度として、1回の指導時間は2時間以上という表記だったんですが、部活動のガイドラインの関係などもあり、1人年100回以内とするという表記に改正させていただきます。以上が主な改正内容ということでご理解いただければと思います。

教育長（丹治 充君）

新旧対照表、配られていると思います。その辺の説明がありました。

そのほか何か質問等ございますか。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

すみません。

教育長（丹治 充君）

田野倉委員。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

新旧対照表の第9条のところで、現行は1人年間100回を限度とし、1回の指導時間を2時間以上という時間についての指定がありますが、今度改正をすると回数だけになってしまい時間の指定がなくなるのですが、今後は時間については特に定めないという解釈でよろしいのでしょうか。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

時間については、平成31年の4月1日にあきる野市中学校における部活動の在り方に関する方針ガイドラインに、1日の活動時間は長くとも学期中の平日では2時間程度、学校の週休日及び長期休業中は3時間程度と記していますので、こちらを基準として活動していきたいと考えています。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

では、本件は報告として賜りました。

続きまして、教育長及び教育委員報告に入りたいと思います。

私のほうからお話をしたいと思います。

3月13日月曜日ですけれども、文部科学大臣のほうから草花小学校に優秀教職員表彰状が授与されました。これは、教職員の日々の教育活動の成果に対して表彰を受けることができました。当日学校長のほうに賞状をお渡しするとともに、今後さらに草花小学校が充実した教育活動が行えるように、お話を申し上げました。

それから、17日、これは中学校の卒業式でございますけれども、委員の方にもそれぞれ中学校のほうに出席していただきました。生徒の本当に晴れやかな表情が特に印象に残っております。

また、18日には「あきる野の奏でinハルイチ」というようなことで、これは観光協

会の青年部の皆さんが、あきる野市の市民の皆さん、もしくは市外からお見えになられる観光客の皆さん方に、あきる野市のよさ、いわゆる文化的な行事あるいは伝統文化について紹介をされていました。当日は、あいにくの雨でございまして、本来ならば五日市中学校の生徒が舞台上で演奏する予定だったわけですが、雨のために太鼓等を濡らすわけにはいかないということで、中止になりました。これなどの行事については、やはり産学連携と申しますか、大学と各市町村の関係だけじゃなく、中学生が郷土に対して愛着を持ったり、あるいは興味関心を深めるというような中では、十分に教育活動の中にも位置づけられることができるというような感想を持ちました。そして、地域の伝統芸能の継承をこれからも小中学生には伝えていっていただきたいという思いで行って来ました。

私のほうは以上でございます。

そのほかの委員の先生方からは何かございますでしょうか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

2月28日に都教育委員会連合会の研修会で遠藤真司先生のお話を伺いました。その中で楽しかったのは、ペアになって、話をされる側はその人の目を見てはいけない、顔を見てうなずいたりもしてはいけない、ということ的前提にされて、片方の方がいろいろな自分の小さい頃のことを一生懸命話すのですが、話す人の目を見て話すこと、気持ちを込めて話すことの重大さ、重要である事を改めて実感させられて、とても楽しい研修でした。やはり各先生方が黒板のほうを向いているだけで一生懸命生徒に話すということが、生徒のほうはそれだけ聞き取れない。やはりお話しするときは、板書の後に先生方、生徒のほうを向いてちゃんとみんなの顔を見て話す、そうすると生徒の受入れも違うというようなお話で、私としてはとても楽しかったです。

以上です。

教育長（丹治 充君）

ありがとうございました。

そのほかの委員の方はいかがですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、とくにないようですので、報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程等について、ご案内をお願いいたします。

教育総務課長（吉岡 賢君）

それでは、今後の日程等について、私のほうからご案内をさせていただきます。

初めに、4月3日月曜日でございます。教職員の辞令伝達式、こちらが午後1時30分から、また同じく新規採用教職員辞令伝達式が午後2時30分から505会議室で開催されますので、教育委員の皆様方におかれましても、どうぞよろしく願いいたします。

次に、4月6日木曜日、こちらは小学校の入学式、翌7日金曜日、こちらが中学校の入学式となっております。こちらにつきましても、教育委員の皆様方におかれましても、どうぞよろしく願いいたします。

次に、4月11日火曜日でございます。東京都市教育長会幹事会・定例会・総会が東京

自治会館にて開催をされます。今年度、本市につきましては東京都市教育長会の会長市を務めてまいりましたが、この4月11日の総会をもちまして会長市を次年度の西東京市に引き継ぐこととなりますので、ご報告をさせていただきます。

最後に、次回4月の定例会でございますが、4月26日水曜日午後2時から、ここ505会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

教育長（丹治 充君）

そのほかございませんか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、以上をもちましてあきる野市教育委員会3月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後2時44分